第３９回高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会会議録

日時：令和８年６月１６日（火曜日）午後６時から午後８時まで
場所：東京都心身障害者福祉センター研修室（ＷＥＢ開催）

○和田課長　それでは、定刻となりましたので、第３９回高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会を開催させていただきます。

本日、座長が決まりますまで進行を務めさせていただきます東京都心身障害者福祉センター地域支援課長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日は、記録のため録音・録画を行わせていただきます。また、事務局以外の方は録音・録画は行わないよう、よろしくお願いいたします。

今回はＷＥＢ開催ですので、会議中は映像をオンにし、発言の際はミュートを外してから御発言いただきますようお願いいたします。御意見や御質問などがある場合には、コントロールバーにある「手を挙げる」アイコンをクリックしていただくか、画面に向かって手を挙げていただきますようお願いいたします。

本日の委員の出欠状況でございますが、進藤委員が御欠席、堀田委員から遅れて参加するという御連絡を頂いております。

この会議は、資料５、連携調整委員会設置要領の第９に会議の公開に関する規定がございます。本日は８名の傍聴がございます。また、個人情報の保護等、特に非公開とする必要がある場合を除き、後日、当センターホームページにて資料及び議事録の公開を行いますので、あらかじめ御了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、東京都心身障害者福祉センター所長の玉岡より御挨拶申し上げます。

○玉岡所長　皆さん、こんばんは。東京都心身障害者福祉センター所長の玉岡でございます。

本日は、お忙しい中、高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本委員会は、東京都における高次脳機能障害支援普及事業を進めるため、区市町村、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図ることを目的として、高次脳機能障害のある方に対する支援の取組を普及啓発する支援拠点機関である当センターに平成１８年１１月に設置したものでございまして、今回で３９回目の開催となります。

今年度第１回目となる委員会には、新たに４名の方に委員としてお引き受けいただいております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。それぞれのお立場から高次脳機能障害支援普及事業に関する御意見や地域の取組に関する情報提供などを頂ければと存じます。

本日は、初めに、今年度の高次脳機能障害者支援に係る事業について、本庁所管課である福祉局障害者施策推進部精神保健医療課から、続いて、今年度の高次脳機能障害支援普及事業の事業計画、個別事業の概要につきまして、当センターから昨年度の実績を含めて報告させていただきます。そして、議事（２）では、今年４月１日に高次脳機能障害者支援法が施行されましたことを踏まえて、東京都における高次脳機能障害者支援法への対応について精神保健医療課から説明を行います。委員の皆様から都における今後の事業等に関して御意見を賜りたいと存じます。

区市町村で展開されている支援促進事業の取組や普及啓発、ネットワークづくり等について、また、その中で課題とされていることについても御意見を賜れれば幸いでございます。

私どもといたしましても、委員の皆様から頂いた貴重な御意見等を今後の事業展開、地域の相談体制づくりにぜひ生かしていきたいと考えておりますので、それぞれのお立場から積極的な御発言をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○和田課長　玉岡所長、ありがとうございました。
では、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。式次第に資料が記載されております。資料１から７、それから今井委員からの情報提供の１種類となっております。よろしいでしょうか。
では、続きまして、委員の紹介をさせていただきます。資料１の名簿順に上からお名前をお呼びいたします。今年度新たに委員に御就任いただいた委員もいらっしゃいますので、皆様、一言御挨拶をお願いいたします。名簿順に上からご紹介いたします。
では最初に、一般社団法人戸田中央メディカルケアグループ本部リハビリテーション医療特別顧問、渡邉修委員です。

○渡邉委員　渡邉でございます。本年度もよろしくお願いいたします。

○和田課長　続きまして、地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立荏原病院リハビリテーション科部長、尾花正義委員です。

○守矢課長代理　尾花先生は今入室が難しい状況で、事務局が対応しております。

○和田課長　分かりました。ありがとうございます。
続きまして、慶應義塾大学医学部リハビリテーション医学教室教授、辻哲也委員です。

○辻委員　辻です。本年度もお願いいたします。

○和田課長　続きまして、堀田委員はもう入られていますか。まだですか。では、堀田委員はまだお入りになられていないということですので、後ほどとさせていただきます。
先ほど申し上げましたとおり、大久野病院理事長の進藤委員は、本日は御欠席と連絡いただいております。
公益社団法人東京都医師会理事、西田伸一委員でございます。

○西田委員　西田です。よろしくお願いいたします。

○和田課長　続きまして、中部総合精神保健福祉センター副所長、菅原誠委員です。

○菅原委員　菅原です。聞こえますでしょうか。よろしくお願いいたします。ＴＡＩＭＳの回線がいまいちこのセンターは駄目で、カメラをつけていると音が途切れてしまうので、多分カメラを途中でオフにしますけれども、よろしくお願いします。

○和田課長　よろしくお願いいたします。
教育庁指導部特別支援教育指導課長、西岡陽子委員。今、入室はされているということですが、声が聞こえていないかもしれませんね。後ほどまた確認させていただきます。
続きまして、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部東京障害者職業センター主幹障害者職業カウンセラー、高椋恵里委員です。

○高椋委員　高椋です。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○和田課長　続きまして、足立区障がい福祉センターあしすと所長、高橋徹委員です。

○高橋委員　足立区障がい福祉センターの高橋です。昨年度に引き続き、よろしくお願いいたします。

○和田課長　公益財団法人世田谷区保健センター専門相談課課長、安間信雄委員です。

○安間委員　世田谷区保健センターの専門相談課長にこの４月から着任しました安間と申します。どうぞよろしくお願いします。

○和田課長　続きまして、社会福祉法人調布市社会福祉協議会地域生活支援課長、田村敦史委員です。

○田村委員　調布社協の田村です。今年度もよろしくお願いいたします。

○和田課長　続きまして、東京高次脳機能障害者支援ホーム施設長、相良宏司委員です。

○相良委員　東京高次脳機能障害者支援ホーム（HiBDy.Tokyo）の相良です。今年度もよろしくお願いします。

○和田課長　北区福祉部障害者福祉センター所長、千鴇佳子委員です。

○守矢課長代理　入ってはいらっしゃるのですけれども、音と画像が難しいとのことです。もし何かあればチャットとかを利用していただければと思います。

○和田課長　よろしくお願いいたします。
　続きまして、八王子市福祉部障害者福祉課長、安岡昭司委員です。

○安岡委員　八王子市障害者福祉課長の安岡と申します。このたび４月に着任してまいりました。今回からの参加となります。よろしくお願いいたします。

○和田課長　最後に、特定非営利活動法人東京高次脳機能障害協議会理事長、今井雅子委員です。今井委員、いらっしゃいますでしょうか。

○守矢課長代理　はい。今井さん、声が聞こえておりません。

○和田課長　では、後ほどとさせていただきたいと思います。
　それでは、続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
　福祉局障害者施策推進部精神保健医療課、永谷課長代理です。

○永谷課長代理　永谷でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

○和田課長　東京都心身障害者福祉センター地域支援課、守矢課長代理です。

○守矢課長代理　守矢です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○和田課長　同じく、村尾主任です。

○村尾主任　村尾です。よろしくお願いいたします。

○和田課長　最後に、本日はオブザーバーとして、保健医療局医療政策部医療政策課、安藤課長代理が出席しております。

○安藤課長代理　東京都保健医療局でリハビリを担当しております安藤と申します。今年度からの参加となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○和田課長　ありがとうございました。
　それでは、座長の選任に移ります。資料５の委員会設置要領の第５により、座長は委員の互選とされております。どなたか御推薦したい方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。
　相良委員、お願いします。

○相良委員　渡邉委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○和田課長　ありがとうございます。
　今、相良委員から、渡邉委員を御推薦するご発言がありましたが、渡邉委員でよろしいでしょうか。渡邉委員がよろしいという方、すみません、挙手をお願いいたします。
　ありがとうございます。それでは、賛成多数ということが確認できましたので、渡邉委員に今年度も座長をお願いしたいと思います。
　また、委員会設置要領の第５により、副座長は座長が指名することとなっておりますので、渡邉座長、指名をお願いいたします。

○渡邉座長　渡邉でございます。本年も座長の御指名、ありがとうございました。僭越ながら私が務めさせていただきます。
　副座長は、昨年に引き続きまして、尾花委員にまたお願いします。尾花委員、よろしいでしょうか。

○守矢課長代理　尾花委員がまだ入れておりませんので。

○渡邉座長　では、もう決まってしまったということで、お願いしましょう。
　それでは、本日の議事をこれから進めていきます。
　お手元に次第があると思います。まず、議事（１）番、高次脳機能障害支援普及事業実施状況・実施予定ということで、まずは永谷課長代理から御説明いただきましょう。よろしくお願いいたします。

○永谷課長代理　東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課生活支援担当課長代理の永谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
　では、資料を共有させていただきます。

それでは、まず資料２－１をご覧ください。こちらは令和８年度高次脳機能障害者支援事業についての資料でございます。なお、こちらは高次脳機能障害者支援法への対応を反映する前の資料となっておりますので、御注意ください。

こちらに示しておりますとおり、都の主な事業は、こちら５つでございます。

１つ目は高次脳機能障害支援普及事業となりまして、東京都心身障害者福祉センターを都内全域の支援拠点といたしまして、御本人、御家族への専門的な相談支援、人材育成研修、広報・啓発、地域支援ネットワークの構築などを行っています。

２つ目は専門的リハビリテーションの充実事業でございます。二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーションの中核を担う医療機関に委託いたしまして、拠点医療機関として、症例検討会、圏域連絡会、医療従事者等への研修、個別支援に関する相談などを実施していただいております。

３点目につきましては、区市町村高次脳機能障害者支援促進事業となります。こちらは、区市町村に支援員を配置いたしまして、本人や御家族への相談支援、関係機関との連携のほか、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを進めるものでございまして、区市町村への補助事業となっています。

４つ目は、右上に行きまして、高次脳機能障害者緊急相談支援事業でございます。こちらは、当事者や家族による特別相談、ピアカウンセリングの体制整備を図るものでございまして、こちらも区市町村への補助事業となっています。

５つ目は高次脳機能障害支援養成研修となります。こちらは令和７年度から開始した事業でございまして、障害福祉サービス事業所等の従事者を主な対象といたしまして、報酬加算の要件となる研修を実施しているものでございます。

なお、右下のイメージ図は、東京都における高次脳機能障害者支援の全体像を表したものでございます。都全域の支援拠点である東京都心身障害者福祉センター、その下に二次保健医療圏ごとの専門的リハビリテーション、その下に区市町村による相談支援や普及啓発などが連携するという形になっておりまして、重層的な支援体制を構築しているというものでございます。

続きまして、資料２－２をご覧ください。こちらは、先ほどご説明いたしました区市町村高次脳機能障害者支援促進事業の概要でございます。詳細な事業内容は後ほどこちらを御覧いただくといたしまして、ここでは令和７年度の実施状況を御報告いたします。資料最下段の表にありますとおり、令和７年度につきましても、前年度に引き続き、特別区２２区、また２２市１町の計４５区市町で実施しております。

１枚おめくりいただきまして、次の資料２－３－１でございます。こちらは区市町村高次脳機能障害者支援促進事業の令和７年度実施状況を図示したものでございます。未実施の区市は白くなっていますけれども、未実施の区市には実施していただけるよう働きかけていきたいと存じます。

続きまして、資料２－３－２でございます。各区市町の実施状況の詳細を表にしたものでございます。各区市町では、個別相談や相談会、講演会・研修会、関係機関との情報交換、連絡会、家族会、広報・啓発活動など、地域の実情に応じて様々な取組を実施していただいております。一番上の中央区さんを例にいたしますと、中央区福祉保健部福祉センターが実施機関となっておりまして、保健師の支援員を１名配置し、年２回の講演会のほか、高次脳機能障害者交流会、個別相談、年２回の関係者連絡会等を実施していただいております。詳細は後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、資料２－４でございます。こちらは専門的リハビリテーションの充実事業の令和７年度実施状況となります。島嶼を除く１２の二次保健医療圏で実施しておりまして、今年度も同じ１２医療圏にて実施しているものでございます。

次に資料２－５でございますけれども、こちらは各圏域における令和７年度の実施状況となります。各圏域で圏域連絡会ほか、コーディネーター活動、症例検討会、専門職等への研修、相談

支援、その他の取組を行っていただいております。一番上の東京慈恵会医科大学附属病院を例にいたしますと、コーディネーター活動として、講師派遣、相談会への派遣・訪問、地域資源マップの作成等、また、研修会、普及啓発資料の提供などのほか、他圏域への患者紹介など、圏域を超えた取組も行っていただいております。また、年４回の症例検討会や年４回の専門職研修会、相談会や事例検討会、研修会、関係機関連絡会などを行っていただいております。こちらも詳細は後ほど御覧いただければと存じます。

ほかの保健医療機関でも、他圏域の症例検討や訪問など、圏域間の連携も見られるところでございます。今後、支援体制の充実に向けて、こうした圏域を超えた取組は重要であると考えております。

続きまして、資料２－６でございます。こちらは当部企画課で実施しております関連事業でございますので、参考として簡単に御紹介させていただければと思います。こちらは失語症者向け意思疎通支援者養成事業となりまして、国の地域生活支援事業において平成３０年度から都道府県の必須事業として位置づけられている事業でございます。なお、平成２８年度には既存の意思疎通支援事業に失語症が加わりまして、区市町村の必須事業として先に続けられておりました。都では、東京都言語聴覚士会に委託して講習会を実施しておりまして、今年度の予定は資料に記載のとおりですので、後ほど御覧ください。

最後に資料２－７を御覧いただけますでしょうか。こちらは令和７年度から都で実施している高次脳機能障害支援養成研修の令和８年度の実施概要でございます。まず、研修の実施に当たりましては、渡邉修先生をはじめとしまして多くの皆様に御協力いただいております。この場をお借りいたしまして改めて御礼申し上げます。また、今年度の実施に当たりましても、何とぞお力添えをお願いできればと存じます。

支援養成研修でございますけれども、基礎研修と実践研修がございます。いずれにつきましても、動画視聴による講義パートと集合型の演習パートで構成しております。受講者の方には事前に講義パートを修了していただいた上で演習パートに参加していただくという形になっております。講義パートでは、動画配信期間中に専用サイトへアクセスし、講義動画を視聴していただきます。また、確認テストを実施し、知識の定着を図るというものになっています。演習パートでは、会場に集合いたしまして、一日かけて症例を用いたグループワーク等を行います。具体的な症例や課題に取組みながら実践的な技能を身につけていただく内容となっております。受講対象者は、研修修了に必要な全日程を受講できる方で、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所等で高次脳機能障害者の支援に従事されていて、事業者から推薦を受けた方または医療機関や行政機関の職員等で実施主体が認める者となっております。

日程は表に記載しているとおりでございまして、今年度は、昨年度の受講者数等も踏まえまして、全体の定員を９００名程度設定しておりまして、基礎研修、実践研修のいずれについても６日程を設定しているところでございます。最も早い基礎研修１では、９月１１日から９月２５日までの間に講義動画を視聴し、１０月１１日に戸山サンライズで演習を実施するというものになっています。研修案内の専用サイトは６月下旬に公開予定でございまして、受講申込みも同サイトで受け付けます。最も早い基礎研修１の申込受付は７月２４日から開始予定でございます。昨年度、研修の募集情報が十分に受講希望者に伝わっていなかったケースもあったと聞いておりますので、皆様の周囲で受講希望者の方がいらっしゃいましたら、ぜひお知らせいただければ幸いです。

なお、次のスライドは令和７年度の実施状況を掲載しております。令和７年度は、基礎研修で４３７名の受講があり、そのうち２９５名の方が実践研修を受講されたということになります。

申込者の属性を見てみますと、年齢が４０代・５０代、また、相談支援業務の従事年数が３年から１０年、直接支援業務の従事年数は６年から１０年というところがボリュームゾーンになっておりまして、中堅の方の申込みが多かった印象でございます。

受講者アンケートからは、「外見からは分かりにくい障害特性が本人の生活に大きな困難をもたらすことを改めて理解できた。」、「体系的に学ぶことができた。」といった御意見を頂いておりまして、おおむね好評を得たところでございます。今年度の実施に当たっては、これらのアンケート等も踏まえまして、さらにブラッシュアップして実施したいと考えております。

こちらのスライドは、前回の２月の連携調整委員会で御報告したものの再掲となりますので、ご参考としていただければと思います。

以上で私からの説明を終わります。

○渡邉座長　ありがとうございました。

まず、都庁のほうから、昨年の話と今年の養成研修の話を頂きましたが、今の永谷課長代理のお話で何か御質問、御意見、ありますでしょうか。まずここまでですけれども、どうでしょうか。

東京都の養成研修ですね。これは日本全国が去年あるいはその前から始まっているわけで、僕はやはり、こういうもので様々な方たちに理解を求めると。加算がつくからというインセンティブはありますけれども、大切な研修だなと思って僕も関わらせていただいているのですけれども、今回は、尾花委員が養成研修の中の実践研修をやっていただいていて、私もずっと拝聴していて、いい講演だなと思って聴いていたのですけれども、尾花委員、今いらっしゃらなければ、僕、感想を聞きたかったのですけれども、辻委員も今回お時間をつくって参加いただきました。辻委員、何かお感じになったことはありますか、この養成研修について。

○辻委員　私も初めての研修の経験で、どうなるかなと思って緊張して行ったのですけれども、しっかりシナリオもつくっておいていただいて、準備も整っていて、実際参加してみると、受講された方々もいろいろな立場の方々がいらしたのですけれども、グループワークも実際始まってみるとすごく熱心にやられていて、途中途中とか最後とかでも、とてもいい研修だったという感じでみんな満足されているような感じでいらしていたので、それも尾花委員を中心に最初にこのプログラムをしっかりつくり込んでいただいたからこそだなと思っておりますし、この令和７年度分の結果をまた踏まえて、本年度もよりブラッシュアップしたものになればと期待しております。

○渡邉座長　ありがとうございました。

堀田委員、今回の研修の感想をぜひお願いします。

○堀田委員　私も大変勉強になりました。反省会があると聞いていたのですが…。私が一番気にしていたのは、私も自分で、初めてなので、どうなのかなと思っていて、渡邉座長のを見に行ったりもしたのですけれども、講師によっていろいろ内容が変わってはいけないという気持ちで、平準化というのですか、行った人が同じようなことをちゃんと勉強できるほうが絶対いいよなと思いまして行かせていただきました。ですので、ぜひ一度、去年の反省会のような形でやっていただいて、また今年はよりよいものをつくっていただければと思います。参加していて、ファシリテーターとかで参加されていた皆様もちょこちょこ意見も言ってくださったり、本当に助けられましたので、ぜひまたそういった計画を立てるようなことをさせていただければなと思っております。

○渡邉座長　ありがとうございました。

３月だったか２月に一度、関係者だけで反省会をしたわけですね。それを踏まえて、今おっしゃったとおり、反省を交えながらまたつくっていきたいと思います。

相良委員も前半、後半と尽力いただいたわけですけれども、相良委員、どうですか、御感想は。

○相良委員　私も演習を進行させていただいて大変勉強になりましたし、いろいろな方々と触れ合えたというのはすごくよかったかなと思っております。受講生の中には相談支援事業をやられている方が結構多くて、高次脳機能障害の方のケースをあまり持ったことがない人もいるのかなと思ったので、今年はもう少し基礎に戻りましょうというお話も伝わってきているので、キックオフミーティングとその方針の下、今年度も頑張っていきたいなと思っています。

○渡邉座長　ありがとうございました。
　確かに出席者を見ると、加算が欲しいというような目の前のことで参加されたような方もいて、中には少し無関心のような方もいたのですけれども、それでも、こういうことをすることで少しでも注目いただければと考えております。
　永谷課長代理、去年は、基礎研修が４３７人、実践研修が２９５人と差があるので、これは、要するに、基礎研修は出たけれども実践研修は出ないという人たちは、そこの事業所は加算はできていないということですよね。

○永谷課長代理　さようでございます。もしかしたら実践研修のほうで申し込むときに、まだ基礎研修が終わっていないと実践研修に申し込めないのではないかという誤解をされた方がどうやらいらっしゃったようなので、そういった方は、もしかしたら今年度の実践研修に申し込んでくるかなとは思っています。いずれにしても、実践研修まで終わった２９５名が加算の対象となります。

○渡邉座長　実践研修をできていない人は今年入ってくる可能性があるわけですね。

○永谷課長代理　昨年、基礎研修を受けて、今年度、実践研修という方もいらっしゃる可能性があると思います。

○渡邉座長　ありがとうございました。
　ほかに御質問、御意見はありますか。
　東京都は今回は２９５ということだったのだけれども、大体は、ほかの都道府県は５０、６０という感じなのですよね。東京都はもちろんこれだけの規模でできたわけですけれども、通常はもうちょっと小ぢんまりしてやっているというのがほかの県の実情です。

○守矢課長代理　永谷課長代理、この参加者を障害福祉課、区市町村にフィードバックするのですよね。そこも言っていただけると。

○永谷課長代理　さようでございます。申し訳ありません、ちょっとそこの御紹介が遅れました。昨年度、受講を終了された方に実践研修が終わるタイミングでアンケートを取っておりまして、そこに同意していただいた方には、施設に関しては、所在する区市町村のほうに、こういった高次脳の研修を終えられた方がいる施設ですよということをお伝えするようにする予定でございます。すみません、我々の準備が整っていなくて、まだ御案内申し上げられてはいないのですが、速やかに区市町村のほうにそういったフィードバックは行う予定でございます。

○渡邉座長　公表はするのですか。

○永谷課長代理　公表はしないです。ホームページ等で公表するということではなくて、区市町

村のほうに情報提供をするということになります。

○渡邉座長　なるほどね。ありがとうございました。
　県によっては、この養成研修を受けた方たちにフォローアップ研修というのを考えているところがありますが、それは後の課題ということで東京都はやっていけばいいかなと思います。
　それでは、次の話題ですけれども、東京都心身障害者福祉センターのほうからの報告をお願いしたいと思います。

○和田課長　それでは、私のほうから報告をさせていただきます。
　資料３－１を御覧ください。令和８年度高次脳機能障害支援普及事業の主要事業計画について御説明をいたします。
　今年度の事業計画ですけれども、①相談支援、②支援ネットワーク構築、③人材育成・広報普及啓発、④社会生活評価プログラム、⑤就労支援の５つの柱で行ってまいります。
　まず、１つずつご説明しますと、１の「相談支援」につきましては、専用電話相談はこれまでどおり実施していきます。また、特定非営利活動法人東京高次脳機能障害協議会が主催する「医療及び家族相談会」への会場提供等の支援を引き続き行ってまいります。
　２番目の「支援ネットワーク構築」につきましては、本委員会を本日と来年２月頃開催予定となっております。次に、二次保健医療圏単位で展開している専門的リハビリテーションの充実事業につきましては、先ほど精神保健医療課から説明がありましたが、事業を受託している医療機関の情報共有を進めるため協力してまいります。加えて、区市町村の相談支援員連絡会につきましては、第１回を６月の３０日にＷＥＢにより開催予定でございます。現在、申込者数は１２６名となっております。第２回ですけれども、１２月８日の予定で、次は集合形式での開催を予定しております。詳細は後ほど担当より報告いたします。
　３番目の「人材育成・広報普及啓発活動」につきましては、相談支援研修会は今年度も２回開催する予定となっております。第１回につきましては７月３０日にＷＥＢ、オンライン開催での渡邉座長から「高次脳機能障害の基礎知識」として実施し、後日配信も行う予定としております。第２回は１０月２９日に集合形式で、「自分らしく生きることを支える「切れ目のない支援」とは？　―ご本人たちの声から考える高次脳機能障害者支援法―」をテーマに茗荷谷研修センターで開催予定としております。
　講師派遣等につきましては、令和７年度は８件の依頼がありました。支援者等を対象とした高次脳機能障害の基礎知識と対応や、介護分野のケアマネージャーを中心とした方々に、「高次脳機能障害とは」、「障害分野との連携など」といったことをテーマにして行っております。今年度は、本日現在で８件の依頼を受けており、今後も随時対応してまいります。
　広報・普及啓発といたしましては、今年度は地域支援ハンドブックの改訂第７版を発行する予定としております。小児の高次脳機能障害に係る普及啓発につきましては、研修会を８月１３日から８月３１日にかけて動画配信する予定としております。また、東京都の教職員研修センターの研修におきまして、小児のリーフレットの配布は継続させていただいております。昨年度から事務連絡の時間に小児リーフレットの説明を行えるようになっております。このことにつきましては、教育庁の西岡委員に引き続き御協力いただいております。この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございます。
　４番目のところです。「社会生活評価プログラム」ですけれども、地域の支援機関からの依頼により、４か月の通所で生活管理面、作業能力面、対人技能面などの評価を行うプログラムとなっております。
　最後に、「就労支援」につきましては、６か月の就労準備支援プログラムを行っております。両プログラムにつきましては後ほど報告させていただきます。

今年度の事業概要は以上になります。
個別の事業につきましては、昨年度の実績について各担当から報告させていただきます。

○守矢課長代理　それでは、高次脳担当の守矢のほうから資料３－２－１、３－２－２を説明させていただければと思います。
お手元に資料３－２－１をお願いいたします。まず、令和７年度の高次脳機能障害相談窓口への相談実績となっております。
一番上の表を御覧ください。こちらの「計」のところに書いてありますが、全体で４０１件の相談がありました。そのうち、新規が２７４件、継続が１２７件となっております。これは、こちらの黄色いところにあります令和６年度の３月までと比較していただきますと、昨年度が４２４件ですので、約５．４％の減少という形になっております。
その下の新規相談受付件数の右側の四角囲みのところを御覧ください。ここが内訳となっておりますが、昨年度に比べて新規相談受付件数が２７４件で２２件増加ということで、８．７％の増加ですが、継続相談が１２７件で４５件ほど少なくなり、２６．２％の減少ということになっております。継続相談が減少した理由は、はっきりとはしておりませんが、地域にうまくつなげられたケースがあったり、支援拠点機関を経由していたケースが地域内の連携によって対応ができるようになったことも減少した理由ではないかなと思われます。
令和元年から令和５年までは新規相談件数は減少傾向にありました。令和６年度は横ばいという形でありました。ですが、令和７年度は、微増ではあるのですけれども、若干増えたかなという形になっております。
新規相談がここ数年減少している理由としては、地域の相談体制が充実してきたことが一つとして考えられるのではないかなと思っております。はっきりとした減少理由は導かれてはおりませんので、私どもとしても、なぜ減ったのかというところは分からないところではあります。また、令和７年度も、微増ではありますが、若干増えているというところも、なぜなのかが分からないというところになっております。そして、この新規相談受付件数は令和８年の１月、２月、３月がかなり多くなってきておりまして、それも令和７年度の特徴かなと思っております。ただ、支援法絡みの相談が多くあったわけでは決してなくて、やはり相談内容とか相談者については、この後に御報告しますけれども、大きな変化は特になかったのですが、令和７年度に関しては、１月、２月、３月がこのようにとても多くなっているという現状となっておりました。
続いて、新規相談の方の相談者に関してです。こちらの右側の枠を見ていただければと思います。新規の相談者については、本人、御家族からの相談が６１％を占めております。毎年半数以上が本人、御家族からという相談になっております。相談者の方は地域の機関とつながっているケースも多くあるのですけれども、まだまだつながっていないケースもあります。できるだけそういった方々の御相談に関しては地域の支援機関につながっていただけるよう、支援員が配置されている地域の窓口の御紹介をして、地域の支援機関にも電話相談をして、いろいろ御相談していただけたらと伝えております。
それから、円グラフの右側に書いてある「Ｒ６からＲ７の数値変化」を御覧ください。令和７年度については、本人、御家族からの相談が減少し、医療機関からが１１％から１３％の微増となっております。相談内容としては、御家族から、「脳出血で救急搬送され手術をした。命には別条ないと言われたが、高次脳機能障害が残るかもしれないと言われた。高次脳機能障害とはどういうことか。この後どんな影響が出るのか」などという御相談だったり、「自宅に帰りたいと言っているんだけれども、主治医からは自宅で一人では難しいんじゃないかと言われている。自分は大丈夫だと思っているし、それを言っても聞いてくれない」という御本人様からの御相談だったり、あるいは医療機関からは、「高次脳機能障害の診断がついた方がいる。退院日も近い。地域につなぎたいが、どこにつないだらいいか」という、地域へのつなぎ方というところでの御

相談もありました。
その下の新規相談内容に関してです。こちらも「Ｒ６からＲ７の数値変化」のところに記載がありますように、昨年度と比べますと、医療についてが２０％から２６％と増加しています。そして、サービスの利用についてが２８％から３６％と、とても多くなっております。障害の理解が１４％から９％に減少、生活上の困難や対応についてが１６％から１０％に減少となっております。相談の内容については、「まだリハビリを継続したかったが、退院となってしまった。リハビリができるところはないか」という御相談や、「退院して困ったことが多くなった。対応はどうしたらいいか」、「忘れっぽくなってしまっている。買い物もままならない」という御本人様の相談。それから、「記憶障害があると言われて、メモを取ってほしいと何回も言っているんだけれども聞いてくれない、書いてくれない」という御家族からの御相談。そういったものがありまして、１つの御相談のお電話の中で複数の相談内容があるというケースが多くなっておりました。
その中でも、医療機関からは、「自宅に戻すのが難しいケースがある。本人は自宅に帰りたいと言っている。家族も自宅での支援は難しいと言っている。このようなケースはどう対応すればいいか。行き先をどういうふうに考えればいいか」という相談も入っております。
少しではありますけれども、小児の相談も入っております。「麻痺も失語もなく、学校のテストもまあまあそれなりにできる。公立に進学か私立か、特別支援学校のほうがよいのか悩んでいる」というケースや、「学校に行きたがらなくなってしまった。ほとんど家にいる。行きたくない」というようなケース。そして、「このような状態で進学をどう進めればいいか、考えればいいか」という復学、進学などの対応方法についてが多くなっております。
ほかにも、家族内にももともといろいろな課題があって、既に学校への行き渋りがあるケースが、高次脳機能障害となり、家庭内の中でも虐待に近いケースとか、ネグレクトに近いケースというような、高次脳機能障害になる前からというような家族関係の中の御相談というのも支援者から入ったりもしておりました。
その下の「対応」については、助言と情報提供が１００％を占めておりました。
続きまして、資料３－２－２になります。こちらは令和７年度の新規相談者の状況ということになります。訴えを聞き取れた件数２３７件のものになります。
高次脳機能障害の症状では、記憶障害が一番多く、次いで注意障害、失語症、社会的行動障害、遂行機能障害という順番になっております。症状の順番については年度によって多少入れ替わりがありますが、例年一番多いのは記憶障害となっております。
右側のほう、性別に関しては、男性のほうがとても多い状況。そして、居住場所についても、在宅での御相談というのが多くなっております。この「性別」、「現在の居住場所」に関しては例年同じ傾向となっております。
そして、真ん中の「年齢と障害の原因」のところを御覧ください。表の左の年齢を横に見ていただければと思います。「割合」のところを見ていただければと思いますが、例年、４０代、５０代の方の相談が一番多くなっているのですけれども、令和７年度に関しては５０代が一番多くて２５．３％、次いで６０代で１３．５％、７０歳以上が１０．５％、そして４番目に４０代となっており、７．２％となっております。そして、令和７年度は２０代の方からの相談が約２倍に増加しております。２．３％だった令和６年度から令和７年度は４．２％ということで、５人から１０人と増えております。そして、１０歳未満、１０代、２０代を合わせると、例年と同じ割合となっております。大体数字にすると２０人ぐらいです。
そして、「年齢と障害の原因」の表の上のほう、疾患の部分に関して、こちらを今度は縦で見ていただければと思います。こちらも例年この数字に関しては少し動きがありますが、原因疾患の多い順番は毎年変わりはありません。一番多いのが脳血管障害、次に脳外傷、次に脳腫瘍、そして脳炎、低酸素脳症という順番になっております。

発症からの期間に関しましては、こちらも数字の増減というのは毎年少しずつあるのですけれども、令和６年度とほぼ同じ状況になっております。６か月未満での相談や、３０年、４０年前の脳出血、交通事故という相談も多く入っております。一番下に書いてありますが、令和７年度の最短の方は、発症後７日。病院に入院中に御相談がありました。最長の方は発症後５０年と書いてありますが、５０年以上ですね。幼少期に階段から落ちたとか、３階から落ちたということで、自分は高次脳機能障害ではないか、あるいは兄弟がそうなのではないかという６０代や７０代の方からの相談がありました。

今年度の支援員連絡会は、１２６名の申込みがあり、６月３０日実施となっております。相談支援研修会も７月３０日実施となっておりまして、まだ事業を行っておりませんので、事業報告というのは、こちらの相談の件数、窓口の相談実績のみという形になります。事業報告については、また次回のときにさせていただけたらと思っております。

高次脳担当のほうからは以上となります。

○村尾主任　就労支援担当の村尾と申します。私からは、高次脳機能障害者支援普及事業の一環として当センターで実施している社会生活評価プログラム、就労準備支援プログラムの実施状況の説明をさせていただきます。資料３－３をご覧ください。

このプログラムは、相談を受けた地域の支援機関を支援することを目的としています。高次脳機能障害がある方を対象としています。プログラムの利用を希望の際は、御本人の同意・希望と同時に、相談を受けて、将来に向け支援をしていく地域の支援機関から依頼を頂きます。

社会生活評価プログラムは、社会参加を目指している方に対して、作業能力面、生活管理面、対人技能面、障害理解面を中心に評価を行い、課題の整理を行うプログラムです。個別課題とグループワークを組み合わせた、週２日（火曜日と金曜日）、原則４か月のプログラムを提供しています。

就労準備支援プログラムは、福祉的就労を含めた就労を希望する方に対して、職業評価、高次脳機能障害評価、作業課題、これは模擬的な職務課題を利用しておりますが、こういったものによる評価。それから、就労準備講習会、グループワークなどを組み合わせた、月曜日と木曜日、週２日、６か月のプログラムを提供しております。

初めに、社会生活評価プログラムの実施状況についてご説明します。

１の「利用相談数及びプログラム利用者数」を御覧ください。令和７年度の相談件数は累計で３３件、新規利用者数は４名いらっしゃいます。参考までに、令和８年度につきましては、６月１日現在、新規利用者数は１名となっております。記憶・注意・自発性の低下といった高次脳機能障害に顕著な症状とともに、コミュニケーション、社会的行動障害を課題とされる方の相談利用が増えています。

利用者の状況、居住地、評価依頼機関は資料のとおりです。

プログラム終了後は、地域の通所施設等を利用して新規就労を目指す方と、就労継続支援Ｂ型事業所へ通所される方がいらっしゃいました。

次に、就労準備支援プログラムの実施状況について説明します。

１の「職業相談数及びプログラム利用者数」を御覧ください。令和７年度の専門相談及び利用についての相談件数は累計で１８４件、新規利用者数は８名となっております。参考までに、令和８年度につきましては、６月１日現在、新規利用者は４名となっております。令和５年度から令和７年度までに利用された方が２３名いらっしゃいます。

利用者の状況、居住地、評価依頼機関は資料のとおりです。

プログラム終了後は、地域の通所施設等を利用して新規就労を目指す方と復職される方、今後の就労を目指す方がいらっしゃいました。

その他、高次脳機能障害を対象として職業評価、これは２０回行うものですが、こちらを利用

される方は令和５年度から令和７年度までで９名いらっしゃいました。
　今年度の業務説明会は１１月に対面で予定しております。高次脳機能障害の方々の社会参加、就労支援の一つとして、プログラムの利用を通して引き続き地域の支援機関の皆様をサポートできますよう取組を進めてまいります。
　私からの説明は以上となります。

○渡邉座長　ありがとうございました。
　東京都心身障害者福祉センターからの御説明でしたけれども、今のお話について、委員の先生方、御質問、御意見、いかがですか。

○辻委員　ありがとうございました。相談の件数のことなのですけれども、御指摘いただいたように、多分、区市町村の相談が大分充実してきたからかなと思うのですけれども、ちょっと戻ってしまうかもしれないですけれども、区市町村の中でも結構地域によってすごい相談件数ってばらつきがあるなと思ったのですけれども、その中でも目黒区が１，０００件ぐらいで、すごく突出して多かったので。でも、逆に言えば、目黒区で１，０００件あるということは、ほかでも潜在的にはそれぐらいあるのだろうなと思うのですけれども、何か特別な取組とかをされたからこそのような気もするのですが、そのあたり何か情報とかございますでしょうか。

○守矢課長代理　辻委員は実施状況一覧をご覧になっていただいたかと思うのですけれども、このカウントの仕方が、しっかりと、はっきりと決まっていなくて、それぞれの事業所の中でカウントしていただいている実情がありまして、通所の事業所とかがあるところに関してはそういったものも含めたりとか、あるいは、通所している方がちょっと相談があるとか、あるいは体調の部分だったりとかの連絡というのも含めて入れているところもあれば、本当に新規の相談だけを書いていただいているところもありまして、毎年毎年、目黒区ではかなりの件数を出していただいているのですけれども、それは通所の部分も入っての件数だということは確認させていただいております。

○辻委員　であれば、逆に、カウントする意味もないことになってしまうので、相談件数のカウントの仕方とかは統一したほうが報告としては妥当なのかなと思いました。

○守矢課長代理　ありがとうございます。この相談件数も毎年見ているのですけれども、ここが大幅に増えているわけでは決してないのですね。少しずつ増加してはいるのですけれども、極端に増えているというわけではないのですが、なので、東京都心身障害者福祉センターの減少と区市町村のほうの少しずつの増加というところで、心障センターのほうでは、やはり区市町村につながるケースとか、区市町村で受け止めていただいているのが多いのかなという見立てを立てたというところになっております。

○辻委員　でも、全部が推測なので、ちゃんとしたデータとして処理して検討するのであれば、しっかりしたデータがないと、全部推測で言ってもあまり意味がないかなと思いました。

○守矢課長代理　申し訳ありません。

○渡邉座長　ほかはいかがでしょうか。
　守矢課長代理に発表していただいた支援ネットワーク構築の中の区市町村支援連絡会かな、これはもうずっとやっていますものね。各市区町村にやってもらっていて、僕は、高次脳機能障害

者支援法ができてから、より地域でのすくい上げというか、そういうのが大事だと思うので、各市区町村の受付がちゃんと高次脳機能障害者を見つけて、それを病院につなぐという役割を持っているわけだけれども、でも、連絡会にはいろいろな多くの人が参加してくれているのですよね。

○守矢課長代理　そうですね。区市町村の連絡会には心障センターは参加させていただいておりまして、介護分野、障害分野、医療機関、それからお子様の関係の部署だったり、保健分野だったり、いろいろな方が参加していただいている連絡会というのが多いかなと思います。規模は地域によって若干違うのですけれども、多いところだと５０名近く参加していただいていたり、ロの字型とかコの字型とかになって、みんなが顔が見える関係の中で事業所の紹介や意見交換をしているという会が多いかと思います。

○渡邉座長　守矢課長代理の感覚で、例えば各地域で患者さんが出たときに、その患者さんがひょっとすると高次脳機能障害かもしれないということで福祉課なりに行ったとするではないですか。そうすると、福祉課の方たちは、これは恐らく高次脳機能障害だなと思って、それをどこかにつなぐというような、そういうことが東京都の場合には出来上がっていると考えられるかしら。

○守矢課長代理　支援促進事業を実施していただいているところは、今言ったような連絡会、こちらの表にも書いてありますけれども、誰が参加しているのかというのも書いてありますけれども、そういう会を設けていただいているので、顔の見える関係づくりというのはその地域で出来上がっていて、こういう人だったらここの事業所がいいかなとか、ここの相談窓口に相談が入ったら支援促進事業の支援者にまずつないでというような、ある程度の流れとかは出来上がってきているのではないかなと思います。

○渡邉座長　ありがとうございます。
　堀田委員、お願いします。どうぞ、ご意見。

○堀田委員　ありがとうございます。高次脳機能障害者の新規相談者の状況という３－２－２の資料の、相談者の現在の居住場所というので、在宅の人が１４３名で、病院から５２名ということで、この５２名というのはどういう病院からなのでしょうか。というのは、私も江戸川区で相談会をしているのですけれども、入院されていても相談に来る方がいる。ということは、入院中のいろいろな相談の体制がうまくいっていない、あるいは高次脳機能障害についてのきちんとした理解がない。いろいろなことが考えられるのですけれども、入院中に、病院にいるのに相談に来るという、相談しなければいけないという、その体制はまだまだ病院の中でいろいろな整頓ができていないのではないかなといつも思っているのですけれども、この病院というのはどういう病院だか分かりますでしょうか。

○守矢課長代理　今手元に統計がないので、はっきりとしたことはお伝えできないのですけれども、昨年度は３７件だったので、病院にいる間の相談というのは増えているという傾向にはあります。先ほどお伝えしましたが、高次脳機能障害という診断がついたという説明を受けた御家族からだったりとか、あるいは、それが急性期病院だったり回復期病院だったりもしますけれども、地域の自分の家に戻ってくるという段階での相談が多いかなと思います。その段階で復職とか就労とか、あるいは学校に戻るとかという部分で、戻れるのかとか、大丈夫なのかとか、どこに相談したらいいのかとか、何をしたらいいのかというような御相談が多いかなと思います。
　それから、それが障害分野だけではなく、介護保険のほうに、２号被保険者でつながったケア

マネからの相談も入っています。２号被保険者の方で復職の方、まだ年齢が若い方というところで、今後どういうふうに復職とか仕事というところをつなげていけばいいのかというような御相談があって、先ほどお伝えしたように、支援促進事業をやっているまず窓口のところとつながってほしいというところを紹介するという形が多いです。

○堀田委員　ありがとうございます。そうすると、入院中のいろいろな対応はまだまだかなとやはり感じました。以上です。ありがとうございました。

○渡邉座長　そうですよね。ちょっと病院としては恥ずかしいなと思わざるを得ないわけですよね。
　先ほどの、地域の中でずっとやってきていただいている、歴史的には長い足立区のあしすとは、高橋徹委員、いかがですかね。足立区のほうでは高次脳機能障害支援の現状はどうなっていますかね。

○高橋委員　足立区です。支援の現状というと、なかなかちょっと……。具体的には、私どものところは、ある意味、高次脳機能障害の全般、生活相談と自立訓練も対応しているし、就労支援も対応しているというところではあるのですけれども、正確な統計はないのですけれども、自立訓練なのですが、高次脳機能障害で申し込んでくる人、増えているようです。１００名、２００名増えているわけではないのですけれども、５０名から６０名増えてきています。ある意味、地域の医療機関にここがそういった部分をやっているというのが知られてきた、という、肌感覚的で、感じているような状況はあります。すみません、その程度でございます。

○渡邉座長　自立訓練をやっているところって、なかなか数少ないと思うのですよね。東京都の中でも自立訓練をやっているところは少なくて、そういう意味では貴重な存在だなと、ずっと昔からあしすとはそう思っているのですけれども。本当は、医療機関でできないリハを、自立訓練、生活訓練をやってくれるところがあるといいなとも思っていました。ありがとうございました。
　それでは、まだ聞きたいことはありますけれども、先に進みたいと思います。
　それでは、本日の一つのテーマであるのが、やっとできました高次脳機能障害者支援法なのですよね。高次脳機能障害者支援法については４月から施行が始まったわけですけれども、東京都の今後のプランニングについてお話を頂きたいと思います。それでは、永谷課長代理、お願いいたします。
（以降、高次脳機能障害者支援法を支援法とする。）
○永谷課長代理　では、また改めまして永谷から御説明させていただきます。資料を共有させていただきます。
　それでは、資料４－１で御説明させていただきます。資料４－１は、「都における高次脳機能障害者支援法への対応について」ということで御説明します。
　令和７年１２月２４日に高次脳機能障害者支援法が公布されまして、令和８年４月１日から施行されているところでございます。こちらの法律は、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のため、その生活全般にわたる支援を図ることを目的としておりまして、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障害者支援センターの指定等について定められている法律となっております。
　このうち、下の図にありますとおり、都道府県には、高次脳機能障害者支援センターの設置、専門的医療機関の確保等、また、高次脳機能障害者支援地域協議会の設置といった役割が定められております。
　なお、資料４－２には、法律の施行に係る国通知、資料４－３には、法律の施行に伴う留意事

項に係る国の通知、資料４－４と資料４－５につきましては、高次脳機能障害者支援事業に係る国の通知及び国事業の実施要綱、こちらはいずれも国から発出されたものでございますけれども、こちらを添付しておりますので、適宜御参照いただければと存じます。

資料４－１に戻ります。

２月の連携調整委員会でも御説明させていただきましたとおり、国は、支援法施行に合わせまして、４月から高次脳機能障害者支援事業というものを実施しておりまして、都も国の事業を踏まえて対応を検討してきたところでございます。次のスライドから、こちらに対する都の対応案について順に説明させていただければと思います。

１枚おめくりいただきまして、続いて、都における高次脳機能障害者支援法への対応案の１つ目のスライドでございます。

都では既に支援法が規定する施策に取り組んでいるところでございまして、引き続き、既存の施策をベースに支援法に対応していく予定でございます。こちらのスライドの左側が支援法施行前の事業、右側が支援法施行後の対応案をお示ししているところでございます。

まず、高次脳機能障害者支援センターの設置についてでございます。これまで東京都心身障害者福祉センターを都の支援拠点として高次脳機能障害支援普及事業を実施してまいりましたが、支援法施行後は、同じく東京都心身障害者福祉センターを高次脳機能障害者支援センター、法が定める支援センターとして位置づけまして、改めて相談支援、情報提供等、また専門的な支援等、研修の実施、普及啓発等を行っていく予定でございます。

次に、高次脳機能障害者支援地域協議会の設置についてでございます。これまで東京都心身障害者福祉センターにおける支援普及事業の一環としてこちらの高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会を設置しておりましたけれども、こちらを活用する形で、法が規定する高次脳機能障害者支援地域協議会を新たに設置する予定でございます。こちらの協議会につきましては令和８年度中の設置を予定しておりますが、協議会の設置までの間は連携調整委員会を継続することとしておりまして、今後、協議会の設置に向けた調整を進めてまいりますので、皆様にも御理解、御協力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

さらに、専門的な医療機関の確保等につきましては、既に行っております専門的リハビリテーションの充実事業を継続して実施していく予定でございます。都は既に二次保健医療圏ごとの拠点医療機関にコーディネーターを設置し、圏域連絡会や症例検討会、専門職等への研修等を行っておりますが、この取組を継続することで専門的な医療機関の確保等についても引き続き対応していく予定でございます。

このほか、都の取組として、区市町村に支援員を配置して相談支援等を行う区市町村高次脳機能障害者支援促進事業、また、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成する高次脳機能障害支援養成研修につきましても引き続き実施してまいる予定でございます。

次のスライドを御覧ください。

都では、支援法に対して、先ほど申し上げたとおり、既存の施策をベースに対応していく予定でございますけれども、高次脳機能障害の特性に関する国民の理解が必ずしも十分でないといったような、支援法の制定趣旨を踏まえまして、さらなる普及啓発等、取組の充実を検討しているところでございます。

取組の充実の方向性の案として３点こちらに記載させていただいております。

１点目は「普及啓発の充実」でございます。これまでも高次脳機能障害に係る普及啓発として、ハンドブックやリーフレットを作成するなど普及啓発を図ってきたところでございますけれども、高次脳機能障害の特性に係る都民の理解を一層促進するため、高次脳機能障害をテーマとした都民向け動画を配信するなどの取組を検討しております。また、２点目ですけれども、特に介護分野における支援者の理解促進を図るため、ケアマネージャーに対して、介護保険制度と障害福祉サービスの併用が可能であることなどをはじめとした高次脳機能障害者支援制度の周知を行うな

どの取組を検討しております。
　続きまして、２点目ですけれども、「相談体制の強化」でございます。高次脳機能障害者やその御家族が利用できる相談体制をさらに充実させるため、高次脳機能障害者支援員が未配置である区市町村への配置を促進し、区市町村高次脳機能障害者支援促進事業の活用自治体の増加を図るとともに、ニーズを確認した上で、都における相談対応方法の多様化等の検討を進めているところでございます。
　最後、３点目でございますけれども、「医療・支援体制の強化」でございます。専門的リハビリテーションの充実事業において各圏域の拠点医療機関で実施していただいている症例検討会や圏域連絡会、専門職等への研修等につきまして、回復期リハビリテーション病院をはじめとした地域の医療機関に対してさらなる参加を働きかけるなどの取組を検討しているところでございます。これらの取組により、既存事業をベースとしながらも、一層充実した施策を展開していきたいと考えております。委員の皆様からも御意見を頂ければ幸いでございます。
　都からの説明は以上です。

○渡邉座長　永谷課長代理、ありがとうございました。新たなこの法律に対する東京都の方向性ということについて御説明いただきました。
　ただいまのお話ですけれども、ぜひ御意見あるいは御質問を頂けたらと思いますが、いかがでしょうか。どなたかいらっしゃいますか。
　どうぞ、お願いします。今井委員ですね。今井委員、声、出ますか。今井委員、声が出ないので、チャットで文字を頂けますか。そうしたらこちらで読みます。
　では、その間に、ほかにどなたかいらっしゃいますか。
　では、私から１つ。支援法の一つの目玉は、地域なのですよね。それで、東京都の場合には、ほとんど今までやってきたものがあるので、それを永谷課長代理がスライドの案①としてまとめてもらった。そうすると、専門的な医療機関の確保というのは、今は１２医療圏に１個ずつ医療機関があるので、そこがそのまま請け負うということだろうと思うのですよね。その場合は、もう一度ちゃんとした文書が来るのですか。ちゃんと東京都から、この法律において専門的医療機関としてお願いしますよというような正式文書が来るのですか。それとも、もうこのまま、そういうものなのですかね。

○永谷課長代理　このままということになります。一応、今この新事業の実施要綱の見直しは行っておりまして、位置づけはちょっと変えるのですけれども、特に何か指定をするといったような行為があるわけではございませんので、引き続き、今委託をさせていただいておりますけれども、この委託の中で拠点医療機関としてお願いしていくというところでございますので、何か新たな通知等を出すわけではございません。

○渡邉座長　では、その通知があるわけではなくて、このまま継続ということですね。

○永谷課長代理　さようでございます。

○渡邉座長　承知しました。
　ほかにいかがでしょうか。
　今日御出席いただいている西田委員、この法律はぜひお医者さんに理解というか、こういうものがありますよということを知っていただきたいのですけれども、そのような取組というのは何かあるでしょうか。あるいは、こうしなさいみたいなことを言っていただければ、東京都もそのように動くかなと思うのですけれども、何か御教示いただけますか。

○西田委員　ありがとうございます。まさしくそれ、私、今すごく重要視して、私がいる担当部署の中でも話はしています。地区医師会の担当理事連絡会のようなもので行うのか、あるいはもうちょっと大きな研修を行うかということはまだ決定しておりませんが、東京都医師会としてもぜひ多くの診療科の先生方にこの支援法について知っていただく必要はあるかと思うのですね。

ちょっと疑問のようなことを１つなのですけれども、今のお話の中で、例えば専門的な機関、専門医療もそうですね、そういったことも非常に重要なのですけれども、ある程度、知的・精神あるいは身体もそうですけれども、様々な障害特性を総合的に捉えたような、そういう地域づくりの重要性といった、そういう視点がもうちょっと欲しいかなと。すごく専門に特化した節が、この支援法もそうですし、その前のいろいろな東京都の取組もそうなのですけれども、フレイルもやはりそうなのですけれども、福祉関係とかリハビリ、それと専門医療、それから地区行政から成る事業がすごく多くて、そこに一般医療が入っていないというか、医療と福祉の連携なのです、要するに言いたいことは。高次脳機能障害の方も当然複合的な課題を抱えているわけで、そこで必ずハードルが出てくるのですね。その視点を取り入れた何か東京都の取組というか、そういうのも必要なのかということも今感じておりますので、何かコメントがございましたらお願いします。

○渡邉座長　ありがとうございます。

私も、実は、今回は高次脳機能障害がテーマだけれども、高次脳機能障害って、たくさんの患者さんの中のほんの一部にすぎないのですよね。もっと発達障害の数が多いし、高次脳機能障害といっても、それはほんの障害の一部にすぎないというのは感じています。そうすると、東京都のドクターが、高次脳機能障害もある、身体障害もあると、様々な問題がある。下手をすると家族の中の問題もあるということで、では、そういうことに対してはどこでコンサルトするのかというときに、一つは、それぞれの地域の中でトータルとして見られるのが、総合診療科とか、あるいはリハビリテーション科とかあります。でも、福祉ということであれば、例えば調布市だったら福祉課あるいは社協、ドルチェ、そんなところが高次脳機能障害に特化しているわけではなくて、もっとトータルとして、患者さんに、そこに行ってみたらどうかというような指示を頂ければよろしいのかなと思います。それは調布市だけではなくて。いかがでしょうか、西田委員。

○西田委員　ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。そういったことがもうちょっと見えやすくなるような事業の構築ということが少し必要なのかなという感想でございます。

それと、東京都医師会でそのような機会を準備したいと思いますので、そのときには、ぜひ先生、よろしく御指導をお願いします。

○渡邉座長　僕の感じとしては、目の前にいる患者さんが困っていることというのは、精神の問題もある、高次脳機能の問題もある、身体の問題もある、家族の問題、お金の問題、年金の問題、いろいろな問題があって、そういう様々な患者さんが抱えている事柄を幾つか列記して、それをまずは近くのリハビリ科あるいは福祉課というところにつないでほしいというような１枚のチラシみたいなものができるとちょっといいかなというようなイメージですので、それは東京都の人とまた相談したいと思います。ありがとうございました。

○西田委員　医療者がそういったことを、様々な障害特性を持った方々に提供できる、いわゆる社会的処方ですね。そういったことをきちんとと行えるような医療機関の育成というのがすごく大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○渡邉座長　社会的処方。なるほどね。ありがとうございました。

○守矢課長代理　今井委員がチャットのほうに書いていただいています。代読させていただきます。
　今井さんからは「家族支援について」ということで、「家族支援について実態調査をしてくださいませんか？　うつ症状や精神科通院が多い実態、どうやって支援をしていくか、考えていらっしゃいますか？　家族は「ケアラー」なのです。家族が介護するのが当たり前という状況を変えていかなければならないと考えています。実態調査、都と一緒にやっていきたいと思います」ということです。

○渡邉座長　平成２０年に東京都が、もう大昔ですけれども、やりましたよね。それは実数だったので、今井さんの指摘は、御家族に対するということで、それも大切な。悲鳴を上げている御家族に対してどうやるか。家族への支援というのもこの法律のうたっているところなので、それはちょっと考えなければいけないことですよね。ありがとうございました。
　今回この調整委員会に初めて来ていただいている北区の千鳩委員。

○守矢課長代理　音とカメラが出ない状況です。

○渡邉座長　では、千鳩委員、聞いていただくだけで。申し訳ありません。
　もう一つ、今回初めて来ていただいた八王子の安岡委員、八王子について課題等ありますか。

○安岡委員　八王子市の障害者福祉課長の安岡と申します。
　いろいろお話を聞かせていただいて、法律もできたというところの中で、八王子市は、紹介していただいているとおり、区市町村支援促進事業を使いまして事業をさせていただいているところでございます。今回法律ができたということで、課題といいますか、法律ができたことによるいい部分というところが、私も来たばかりではございますけれども、感じる部分があるのが、今ちょうど八王子市で障害者福祉計画の見直しを行っているところでございます。今までの計画には高次脳機能障害についての記述というのがほとんどなかったというところになっています。事業自体はやっていたけれども、具体的な記載がないというような状況だったりするのですね。これは多分、ほかの区市町村でも計画への記載の仕方というのがそれぞれまちまちなのではないかなと感じているところです。区市町村が事業を進めていく中で、計画への記載というのは非常に大事なところですので、今回法律ができたということで、ある程度、一定の載せ方、記載の仕方というのが担保されるのではないかなと思っておりまして、事実、八王子市でも、法律ができたことで、載せ方も含めて、計画に載せていかなければいけないよねというような話も出てきているところですので、こういった点では、区市町村の高次脳機能障害に対する施策を進めていく一歩になっているのかなと感じたところでございます。
　すみません、長くなってしまいましたけれども、所感も含めてお話しさせていただきました。

○渡邉座長　ありがとうございます。こういう法律をバックボーンにして施策をつくっていただければありがたいなというところです。八王子は、「はっちゃん」だったかな、家族会が頑張っておられるので、ぜひ行政にお願いしたいと思います。
　同じように、調布市も今日は田村委員に来ていただいていますけれども、調布市ではいかがですか。この法律という事柄が調布市の中で何らかの今までの体制の見直しだとか、そんなところに反映されるのでしょうか。調布市は以前から顕著な役割を持っていたと思うのですけれども、

いかがですか、田村委員。

○田村委員　ありがとうございます。
　法律の成立を迎えて、我々の周りでよく聞く声は、「改めて勉強しなきゃね」という声が多く聞かれますので、障害理解ということも含めて、これからの一歩のための大事な布石になったかなと思っています。
　私、先ほど西田委員のお声を聞いて、久々に思い出したのですけれども、先ほど高次脳機能障害の普及啓発というお話が出ていたかと思うのですけれども、我々ドルチェは障害者の自立支援協議会というワーキンググループ、３年間やって、西田委員とかと一緒に『スムーズな医療受診のために』という冊子をかつて作りました。これの中には、視覚、聴覚、あらゆる障害分野に加えて高次脳機能障害の説明も入っていて、最後は当事者の方が自分の障害の特性を自分で書いてもらって、お医者さんに配慮してもらうための冊子として作ったという形になっています。冒頭には西田委員の文章もたくさん入っていて、「医療関係者による「ちょっとした配慮」を調布から」というすてきな文章が書かれているところではあるのですけれども、先ほどお話を聞いて、多分、高次脳機能障害の認識とか認知とか理解とかというのを深めていくときに、広報戦略として、ただチラシを作るということではないのではないかなと改めて思いまして、使われるものをいかに作るかという観点というのがすごく大事だなというのを、先ほどの西田委員のお話を聞いて思い出したところです。

○渡邉座長　ありがとうございます。患者さんが抱えていることは脳の問題だけではないし、トータルなものとして考えなければいけないというのは、いわゆる包括的リハビリテーションとか、あるいは全人的リハビリテーションという言葉があるわけですが、一つ一つに目を向けるわけではなくて、トータルとして見ていくという視点がどこにも必要かなと思いました。そのとおりだと思います。ありがとうございました。
　もう一つ、この支援法で出てくる、ぜひお伺いしたいのは就労の問題なのですね。その法律で、今度、７月からか、障害者雇用の雇用率が２．７に上がるということで、それはうれしいことだと思うのですけれども、そういう事柄が就労支援のほうでどのように反映されていくか、ぜひ知りたいのですけれども、高椋委員、いかがでしょうか。

○高椋委員　高椋です。
　支援法に関して、利用者の方々等から具体的なリアクションというのはまだ肌で感じるほどは出てきていないのですけれども、ただ、ここ２・３年のところで見ると、お休み中の高次脳機能障害の方が復職されるに当たってという御相談とかが増えているので、企業側も迎え入れる選択肢というのはちょっとずつ広がってきているのかなというのは感じるところです。ただ、具体的にまだ政策とか制度としてそれを受けたものというのが出るというのは、私は聞こえてきていないところです。

○渡邉座長　企業としても、法定雇用率を守ろうという意気込みはあるのですかね。まだ５０％ぐらいですよね、きっと。ちゃんとやっているのは。

○高椋委員　そうですね。ただ、法定雇用率を意識した動きというのは全般的にうかがえるところですけれども、高次脳機能障害の人を採りたいという動きが、そこだけピンポイントで強いかというと、そこはほかの障害と並んでというところかなと思います。ただ、新規の雇い入れをするよりは、従前いらっしゃった方々が復帰して活躍してくれるのであれば、その可能性を探ろうという意識はちょっとずつ出てきているところを感じています。

○渡邉座長　ありがとうございました。
　精神がたしか０．５で、１０時間以上でというのがあったよね。１０時間以上雇えば０．５点加算されるというのが２年ぐらい前にあったかな。そういう動きがあるので、少しは高次脳機能障害や精神疾患を雇うべしというのが国のほうからも言われているのかなと思いますけれどもね。ただ、企業としては、営利を目的としているわけだから、なかなか福祉にそう軸足を傾けることもできないというのも事実かなとは。難しいなと思いますが。
　もう一つ、世田谷区のほうも今日初めて来ていただいているのが安間委員でございます。世田谷区もずっと高次脳機能障害に力を入れていただいていますけれども、いかがでしょうか。現状、世田谷区のことについてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○安間委員　ありがとうございます。世田谷区の保健センター専門相談課の安間と申します。
　世田谷区では、先ほどお話のありました関係機関の連絡会というのを、例えば令和７年度、１月２９日に開催したときに３１機関、６０人の参加だったのが、令和８年度、今回１回目を５月２９日に行ったのですが、５５機関の７７人の参加があり、医療機関とか介護機関とかが参加していました。守矢課長代理にも出席していただいてというところですが、その中で支援・連携の事例研究ですとかグループワークで皆さんの関わり体験などの共有を図ったということで、これだけの多くの方が集まって、関心も高まってといるので、これを今後どのように有機的に発展させていくのかというのが一つ課題かなというところはあります。
　それと、先ほど八王子市さんからお話がありましたように、世田谷区のほうでも、ちょうど今、障害の計画の来年度からの改定ということになっていまして、そういう中で、これまでも計画の中に高次脳機能のことは書いてあったのだけれども、もうちょっとしっかり基本的な考え方を取り組んでいこうということで、区主導で関係の人たちと今集中的に検討会をやっています。そういうのを来年度にできる計画の中に反映させていく、そのようなことを考えています。
　あともう一つ、先ほど、居住が病院からで相談ということがあったのですが、こちらのほうで保健センターの職員が病院回りもさせていただいて、そういうときに相談の機関としてうちがありますよということの説明もさせていただいて、そういう中から、退院カンファに呼ばれて職員が出ていく、そんな事例もあるということを紹介させていただきます。

○渡邉座長　そうですね。入院中からサービス、いいことだなと思います。
　ほかにいかがでしょうか。

○守矢課長代理　北区の千陽委員からチャットが入っておりますので、代読させていただきます。
　「北区では昨年の１０月から障害者総合支援法に合わせ１８歳からに対象年齢を拡充し、受入れを始めています。引き続き、周知啓発は必要と感じており、今年度は養護教諭を対象とした研修会でお時間を頂き、進めていく予定です。日常の取組の中では当事者同士のピアサポート体制も大切な役割と感じており、地域の身近な相談の入り口としてその役割を果たしていきます。渡邉座長、いつもありがとうございます。」とのことです。

○渡邉座長　ありがとうございました。
　法律がやっと２０年越しでできまして、これをこれからどう実効性あるものにするかということが求められていると思います。今日お集まりの委員の御意見を頂きますと、東京都もさらに進むべき道があるかなと感じた次第ではございます。
　僕は教育のほうも、調布市だったかな、この前、講演会をやったら、学校の先生が来てくれまして、驚いて、ちょっと感動したのですけれども、学校のほうも高次脳機能障害ということにつ

いて、発達障害とは数が少ないですけれども、見ていただけたらということで今日も来ていただきました。西岡委員、教育界のほうで、特に小学校、中学校ですね、高次脳機能障害ということの認知度といいましょうか、いかがですかね。

○西岡委員　ありがとうございます。発達障害ですとか様々な障害や疾患、それに伴う必要な配慮等もいろいろありまして、それぞれに対して一つ一つ理解するということは教員にとっては難しいところがありますが、高次脳機能障害については、毎年、守矢課長代理から区市町村の教育委員会に対して御説明をしていただいていまして、また、教員の研修の中でもリーフレットなどの配布も行わせていただいています。

学校のほうですけれども、様々な疾患や障害、特別な支援や配慮が必要な子供がいますために、１つの障害や疾患を深く掘り下げて理解するということも大事ではあるのですが、どちらかといいますと、「何となく知っている」ですとか、「聞いたことがある」というようなことが増えるということが大事で、もし該当するようなお子様を持つ保護者の方や教員がいた場合に、相談先にアクセスできるということはとても大事なことだと思っておりますので、引き続き、東京都心身障害者福祉センターで作っていただいているリーフレットですとか案内のチラシ等を配布することで、いつでもアクセスできるような体制をつくるように努めていきたいと思っております。

○渡邉座長　ありがとうございました。

発達障害者支援法が出たときにやはりこれだけ普及が出たというのは事実だったので、今回もこの法律を機会に広がっていただきたいというのが気持ちであります。ありがとうございました。

相良委員、お願いします。

○相良委員　うちの東京援護協会という法人は、実は板橋区のセンターと練馬区の「だんだん」等の促進事業や、HiBDy をやっていたりするのですけれども、地域の違いというのが、格差まではいかないと思うのですけれども、差を感じていて、うちの法人としては、その３つの事業所が集まって研修会をやろうとかしているのですけれども、さっき、資料の数字に幅があるという話があったのですけれども、やはり私のほうでもあの資料はすごく気にしていて、練馬区で何やっている、板橋区で何やっている、ほかの目黒区で何やっているということはすごく勉強になる、拾える資料ですので、格差をなくすためにも資料が充実していると、ほかの区から学ぼうとか、できるかなと思っているので、そういうことは考えています。

○渡邉座長　ありがとうございました。

守矢課長代理たちが各市区町村を回り歩いて意見交換をしているというのはすごく重要なことかなと。まさに僕は、この支援法の中で、地域の中がいかに患者さんをすくい上げて表舞台に持っていくかというのが大きな話だと思っているので、そういう意味では、各市区町村の窓口が超重要であり、啓蒙・啓発だと思います。東京都はよくやってきているのですけれども、ほかはちょっと惨たんたるものなので。ありがとうございました。

ほかに意見は頂けましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もう時間が近くなってきたので、これで議事は終了とさせていただきます。

そのほかのことなのですけれども、事務局から何かありますか。

○守矢課長代理　守矢です。その他の資料の説明をさせていただければと思います。

資料５は高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会設置要領になっております。新しい要綱ができるまでの間はこちらでやらせていただいております。今回もこちらの要領にのっとって開催しております。

続きまして、資料７です。こちらは、先ほどお伝えしました相談支援研修会の第１回目のチラシになっております。７月３０日にオンラインで、渡邉座長の講義７０分、質疑応答３０分、それを録画したものをオンデマンド配信という形で行う予定でいます。ただいま募集中になっておりますので、ぜひ高次脳機能障害の関係の方あるいはいろいろな分野の方に配っていただけたらと思います。

そして、資料６は第３８回高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会の会議録になっております。この３９回の開催前に、前年度の委員、そして現在も委員の方々に内容の確認をお願いしております。引き続き、内容の確認をお願いできたらと思っております。

事務局からは以上になります。

あとは情報提供の今井委員からとなるのですけれども、今井委員はちょっと声が出ないということですのでチャットで来ておりますので、代読させていただきます。資料の共有をさせていただきます。

今井委員の資料の「医療及び家族相談会」についてですが、今井委員からは、「今年度は、６回のうち、既に１回終了しており、あと５回相談会を実施予定としております。渡邉座長、秋元先生から医療サイドのアドバイスもありますので、安心して御参加ください」ということです。

以上となっております。

○渡邉座長　ありがとうございました。

この会も今日は３９回ということで、約２０年間ですね。前回も話ましたけれども、２０年間こういうことをやっているというのは東京都だけだと思います。皆様方の熱い思いでここまでできてきたのではないかなと思いますが、日本の中でトップランナーとしてやっていきたいと思います。

本日の議事は全て終了でございます。

それでは、事務局のほうから確認事項はありますか。

○和田課長　本日の委員会はこれで終了となります。

最後になりましたが、本委員会の委嘱手続につきましては、短期間で各委員の皆様に御対応いただき、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

今年度につきましては、議事の（２）にもありましたように、高次脳機能障害者支援法が施行され、高次脳機能障害者支援地域協議会を設置することとなっております。今後準備を進めてまいります。

本日は長時間にわたりありがとうございました。それでは、皆様、御退室をよろしくお願いいたします。